

横須賀市難病対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項の規定に基づき、横須賀市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、民生局健康部保健所保健予防課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。